

老人ホームの浴室での利用者の溺死事故

松本・山下総合法律事務所 弁護士 山口 祐輔

介護付有料老人ホームの入居者が居室の浴槽内で溺死したことについて、介護職員の安全配慮義務違反の有無が争われた事案（東京地裁平成26年5月29日判決）をご紹介します。

1 事案の概要（裁判所が認定した事実関係）

- ・ A（90代女性・要介護度2・中程度の認知症）は、被告の運営する介護付有料老人ホーム（本件施設）の入居者でした。
- ・ 本件施設の居室は全て完全個室（全35室）で、各居室には浴室が備えられていました。
- ・ 被告は、Aが本件施設に入居してからしばらくの間、Aが入浴する際に被告の介護職員を付き添わせた結果、Aには入浴動作自体に関しては援助の必要がないと判断しました。そのため、付添期間が経過した後は、入浴時の付添いは行わず、入浴準備のみをしていました。
- ・ 平成24年2月23日午後7時頃、介護職員Bが入浴準備のため本件居室を訪れましたが、Aは入浴しませんでした。同日午後8時頃、介護職員Cが本件居室を訪れましたが、Aは入浴していませんでした。
- ・ 介護職員Dが翌24日午前4時20分頃に本件居室を訪問したところ、浴室の水が張られた状態の浴槽内に顔まで浸かって死亡しているAを発見しました。Aの死因は溺水吸引による窒息死であり、死亡推定時刻は23日午後9時頃でした。

- ・ Aは平成23年10月から本件事故までの5か月の間に8件の転倒事故を起こしていました。
- ・ 原告（Aの子）は、Aの溺死は被告の介護職員が入浴時に適切な見守り等を行わなかったことによるものであると主張し、被告に対し、安全配慮義務違反による損害賠償請求訴訟を提起しました。

2 裁判所の判断

裁判所は、以下の点を指摘して、本件事故当時、被告において、Aが入浴する際に生命等に危険が及ぶ事故が発生する具体的危険を予見することはできず、被告に安全配慮義務違反はなかったと判断しました（請求棄却判決）。

- ①被告は、Aが本件施設に入居する前に、A又は原告等から、一人で生活をしていた際には毎日一人で自宅の風呂で入浴しており、かつ、入浴動作は自立していたと聞いていたこと。
- ②被告は、Aが本件居室の浴室で実際に入浴できるかを確認するために、Aの入居当初から一定期間にわたってAの入浴時には被告の介護職員を付き添わせ、Aが自立して入浴動作ができるか否かを確認したこと。
- ③被告は、本件事故が発生するまでの間、A又は原告等から、Aの入浴時に被告の介護職員を付き添わせてAの入浴動作を見守ってほしい旨の要望を受けたことはなかったこと。

3 コメント

Aが90代と高齢であったこと、中程度の認知症と診断されていたこと、本件事故時まで8件もの転倒事故をしていたことなどから、本件では事故の予見可能性を肯定し、安全配慮義務違反を認める結論も十分にあり得たと思います。それにもかかわらず裁判所が義務違反を認めなかったのは、被告が一定期間介護職員を付き添わせてAの入浴時の動作を確認して、その判断結果をケアプラン等の記録に残していたこと、過去の転倒事故が同種事故（浴槽内の事故）ではなかったことなどを重視したものとされます。

松本・山下総合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242